

太田市保育園等利用児童おむつ給付事業

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

太田市

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	実施形式・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	日程・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	応募要件及び前提条件・・・・・・・・	4
6	提案方法及び提案の性格・・・・・・・・	4
7	参加申込の手続き・・・・・・・・	4
8	企画提案書について・・・・・・・・	4～5
9	質問の受付及び回答・・・・・・・・	6
10	審査・・・・・・・・・・・・・・・・	6～7
11	企画提案者が1者又はいない場合の取扱い	7
12	結果通知等・・・・・・・・・・・・・・・・	7
13	契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・	7～8
14	情報公開及び提供に関する事	8
15	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	8～9
16	事務局・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	別表 評価基準・・・・・・・・	10
	別添 提出書類様式	

太田市保育園等利用児童おむつ給付事業
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

太田市では、市内保育園等に在園する園児に対して、紙おむつ及びおしり拭きの物品の定期利用（サブスクリプションサービス）を公費負担にて提供することにより、在園児の保護者及び保育士のおむつ管理の負担を軽減し、市内保育園等の保育環境の充実を図ることを目的とする。

本要領は、「太田市保育園等利用児童おむつ給付事業」に係る 契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第2期 太田市保育園等利用児童おむつ給付事業業務委託

(2) 業務内容

太田市内の**保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、準認可保育施設**に対し、紙おむつ等のサブスクリプションサービスの提供を行う。

詳細は、別紙「太田市保育園等利用児童おむつ給付事業業務委託に係わる仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 業務期間

契約日から令和12年3月31日まで

(4) 業務委託費の上限（本プロポーザルの提案上限額とする）

令和9・10・11年度 総額338,580,000円
（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施形式 公募型

4 日程（予定）

募集要項の公表（公告、市HP掲載）	令和8年7月24日（金）
質問締切	令和8年7月31日（金）
質問に対する回答	令和8年8月7日（金）
参加申込及び企画提案書の提出期限	令和8年8月26日（水）
第一次審査（資格要件確認等）	令和8年9月上旬
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年9月28日（月）
審査結果送付	審査終了後発送予定

5 応募要件及び前提条件

応募要件及び前提条件については、本業務のプロポーザル実施に係る公告を満たすこととする。

6 提案方法及び提案の性格

評価基準に基づき、業務提案及び見積価格等を求め、信頼性や費用等を総合的に評価した上で優先交渉権者を決定する。ただし、協議の上、優先交渉権者の提案内容を変更する場合がある。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ・会社概要書（様式第2号）
- ・業務実績書（様式第3号）
- ・企画提案書（様式第5号（表紙）・企画提案書の様式は自由）
※詳細は「8 企画提案書について」を参照
- ・誓約書（様式第7号）

(2) 提出部数 正本1部、副本13部

(3) 提出方法 郵送または持参

(4) 提出場所 「16 事務局」に記載のとおり

(5) 提出期間及び提出期限

令和8年7月24日（金）から8月26日（水）午後5時00分まで ※持参の場合は、提出期間の開庁日（土・日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時00分までの間のみ受付。郵送の場合は8月26日（水）必着。

8 企画提案書について

(1) 提出書類等

①企画提案書表紙（様式第5号）

②企画提案書（様式自由。ただし、評価基準及び仕様書の内容を踏まえ、下記の項目について、順に記載すること。）

※用紙サイズはA4を基本とし、A3を使用する時はA4サイズに折り込むこと。

項番	項目	記載内容
1	サブスクリプション基本内容	本業務の実施に対する基本的な内容について (1) 納入するおむつ※1の製品情報、納入可能なおむつのサイズ、タイプ（テープタイプ・パンツタイプ等） (2) おむつのほか、おしりふき等、合わせて納入可能な製品情報 (3) 男女で同じ製品又は異なる製品か (4) 月額の利用料 (5) トライアル実施の有無（有の場合は、実施施設数や期間についても記載） ※1：審査対象品は1品とする。ただし、当該商品のサイズ展開のみで仕様を満たせない場合のみ、補完する商品を併せて提案することができる。
2	発注、請求、納品サイクル等	(1) 在庫数、利用人数、発注数の報告方法、請求方法、実施施設が行うべき内容 ※一連のサイクルにおけるDX化の推進に向けた取組がある場合は、記載すること。 (2) 納品サイクル（曜日指定の有無・週〇回等）や納品単位（〇箱から可能等）
3	サポート体制	(1) 発注等に係わるフォロー体制 (2) トラブルや災害時、サイバー攻撃等に対するセキュリティ対応策がある場合は、記載すること。
4	構築体制	(1) 十分な要員を確保し、本業務を確実に遂行できる体制が整っているか。 (2) 業務実施までのスケジュールを記載し、事業者と発注者との役割分担を明示すること。
5	自由提案	(1) 他社にはない独自性 (2) 他保育園等での導入実績及び（経験）から得た各社の強み ※その他、本業務の運用に当たり有効な提案等のある場合は、記載すること。

③おむつのサンプル

テープタイプ及びパンツタイプ（審査対象品とするおむつの最小・最大サイズ） 各 13 枚

④おしりふきのサンプル 13 個

※③④のサンプルについても、参加申込の書類提出時に提出すること。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 24 日（金）から 7 月 31 日（金）午後 5 時 00 分
まで

(2) 受付方法

質問書（様式第 4 号）に記入の上、「16 事務局」まで電子メール
で提出とし、電話または口頭による質問には応じない。

(3) 回答日・回答方法

令和 8 年 8 月 7 日（金）中に本市ホームページにおいて回答す
る。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、
審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

10 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、「太田市保育園等利用児童お
むつ給付事業委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）に
おいて、審査基準に基づき審査を行い、最適な事業者を選定する。

区 分	審査内容
第一次審査 (資格要件確認等)	提出された提案書類をもとに、資格要件の確認を 行う。
第二次審査 (プレゼンテーション)	資格要件を満たしている事業者を対象に、プレゼ ンテーション及びヒアリングを通して審査する。 その結果、総合的に最も高い評価を受けた事業者 の提案する事業を選定する。 審査基準については、別表「評価基準」のとおり。

(1) 第二次審査（プレゼンテーション）の実施方法

- ① 1者につき25分程度（説明20分以内、質疑5分以内）を予定。
- ② 時間・場所は別途通知する。
- ③ 順番は、「7（1）提出書類」の提出順とする。
- ④ パワーポイント等の使用を可とする。使用する参加者は、事前にこども課へ連絡すること。スクリーンやプロジェクターは本市で準備するが、パソコンは参加者が準備すること。

1.1 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

参加者が1者の場合は、選定委員会において手続きを継続するか又は参加資格等を見直して再公告するかを協議し決定する。

1.2 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、「月額利用料等」の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及び総合点を通知するとともに、優先契約交渉事業者となった者については、太田市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

1.3 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。

なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「太田市保育園等利用児童おむつ給付事業公募型プロポーザル公告の6応募条件」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。

(4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1 4 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、太田市情報公開条例（平成17年太田市条例第9号）に基づき公開する。

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合。
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合。
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合。
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合。
- (11) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として他の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (14) 本件は、令和9年度当初予算の議決を要することから、予算の議決が

ない場合は、契約として成立しない。

1 6 事務局

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号（太田市役所本庁舎3階）

太田市福祉こども部こども課（施設管理係）

電話番号：0276-47-1830

FAX：0276-47-1880

電子メール：020530-3@mx.city.ota.gunma.jp

別表「評価基準」

区分	審査項目	採点ポイント	配点
評価項目	おむつ・おしりふきの種類と品質	【おむつ】 ・肌ざわりが良い	10
		・サイズ展開、種類が豊富	5
		・交換(着脱)しやすい	5
		【おしりふき】 ・品質と使いやすさ	5
	月額利用料等	・利用しやすい価格帯 ・トライアルの実施内容	10
	発注・請求・在庫管理等	・保育士の負担軽減に寄与しているか (発注・請求・在庫管理の方法が容易、DX化の推進等)	10
		・発注から納品までの日数	5
	サポート体制	・フォロー体制が整っているか(常駐ヘルプデスク等)	5
		・トラブル対応(災害時含む)の迅速さ	10
	イチ押しポイント	・他社にはない独自性	10
	他園で導入実績が豊富か	・他保育園等での導入実績及び実績(経験)から得た各社の強み	5
合 計			80

【配点基準】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
妥当			⇔				良い		